下関市告示第824号平成21年8月10日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の17 第1項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の 形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が 生ずるおそれがあるものとして政令で定める区域を次のとおり指定する。

下関市長 中尾 友昭

指定番号	所 在 地	埋立地の区分
1	下関市菊川町大字久野字長谷 556番地3の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令(昭和46年政令第300号) 第13条の2第1号の埋立地
2	下関市豊田町大字大河内字片平 55番の一部 他	同 上